

令和 5 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回運営小委員会
議事録

令和 5 年 7 月 6 日
15 : 25 ~ 16 : 30
千葉県教育会館 604 号室

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会

- 1 日時 令和5年7月6日(木)15:25 ~ 16:30
- 2 場所 千葉県教育会館604号室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、下田委員、大竹委員
 - 労働者側委員
中島委員、田中委員、鈴木委員
 - 使用者側委員
高橋委員、黒岩委員、池田委員
- 4 議題
 - (1) 委員長、委員長代理の選出
 - (2) 令和5年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (3) 意見陳述について
 - (4) その他
- 5 配付資料
なし
- 6 議事内容
(賃金室長)
ただ今から、令和5年度第1回運営小委員会を開催いたします。
本日は、第1回目の運営小委員会でございますので、最初に、議題(1)の委員長及び委員長代理を選出していただきたいと存じます。
先ほどの本審議会におきまして、ご了承いただきました、運営小委員会運営規程第4条により、委員長及び委員長代理は公益委員の中から選出いただくことになり、本日、冒頭で行われました公益委員会議におきまして、委員長に大澤委員、委員長代理に下田委員ということで調整させていただきました。時間の関係もあるので指名させていただいてもよろしいでしょうか。

《異議無し。結構です。旨の声》

(賃金室長)

それでは、運営小委員会の委員長に大澤委員、委員長代理に下田委員にお願いいたします。

これ以降の議事運営につきましては、大澤委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

本日の主要課題は、今後の具体的な審議日程、運営等について、ご確認をいただくということですので、事務局から説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

先ほど、本審議会におきまして、審議日程案をお示しさせていただきましたが、千葉県最低賃金につきましては、本審議会にお諮りした審議日程で進めさせていただきたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続いて、特定最低賃金の必要性審議に係る特別小委員会の日程でございますが、第1回目を8月3日午後1時30分、第2回目を8月23日午前9時30分に予定しております。

審議日程につきましては、以上のとおりでございますので、ご承認をいただきたく存じます。

(委員長)

ただ今、事務局から本年度の審議日程について説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

《意見無し。旨の声》

(委員長)

それでは、千葉県最低賃金の審議及び特定最低賃金の審議につきましては、事務局案の日程で進めてまいります。事務局は、改めて各委員に連絡をしてください。

次に意見陳述につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

意見陳述につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

まず、千葉県最低賃金に関する意見陳述について、先ほどの本審議会において意見陳述の要望があった場合、意見陳述を実施するとの決定をいただいたところですので、早速、陳述の実施方法についてお諮りいたします。

まず、陳述される方の人数ですが、大人数にならないように常識の範囲で、1団体1名程度、合計4名程度以内とすることでいかがでしょうか。

また、要望多数の場合は、団体、組合等の規模、組織率などを考慮のうえ、会長と相談して陳述される方を決定したいと存じますがいかがでしょうか。

なお、陳述時間ですが、一人当たり7分から8分程度にすることでいかがでしょうか。

(委員長)

ただ今、事務局から千葉県最低賃金に関する意見陳述の審議について説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いません。

《意見無し。旨の声》

(委員長)

それでは、事務局の説明どおり意見陳述について、陳述者の数は4名程度以内、陳述時間について一人当たり7分から8分程度とし、日程確保の問題もございしますので、8月1日の本審議会にて実施することとします。

続きまして、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

千葉県特定最低賃金につきましても、先ほどの本審議会において、意見陳述を実施するとの決定をいただいたところでございます。

昨年度は、8月2日の第2回本審議会において、千葉県特定最低賃金の決定、改正決定の必要性についての諮問がなされ、そこで、意見陳述の場を設けるかどうかについてお諮りし、その結果、8月4日の第1回特別小委員会において、3団体2名の方が意見陳述を行いました。今年度につきましても、改正を申し出た関係組合から意見陳述の申し出があった場合には、8月3日の第1回特別小委員会に陳述の場を設けることとして、8月1日の第2回本審議会に諮ることとしてよろしいか、ご審議いただきたく存じます。

なお、想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から、改めて会長

にご相談をさせていただいた上で、組合の規模などを考慮して決定したいと考えております。

(委員長)

ただ今、事務局から千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について説明がりましたが、これにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

《意見無し。旨の声》

(委員長)

それでは、事務局の説明どおり意見陳述の申し出があった場合には8月1日の第2回本審議会において、審議することとし、仮に意見陳述の場を設けることとなった場合には、日程確保の問題もございますので、8月3日の特別小委員会にこの場を設けることとします。

続きまして、本審議会及び専門部会における公開・非公開の是非について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

まず、中央審議会の状況について、ご説明いたします。

令和5年4月6日に開催された中央審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告書によりますと、会議の公開・非公開については、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った、との報告がありました。なお、この取扱いにつきましては、中央審議会に適用されるものであって、地方審議会に適用されるものではありません。

一方、千葉地方最低賃金審議会における取扱いについてですが、本審資料 1 - 1 審議会運営規定及び本審資料 1 - 3 専門部会運営規定の第6条には、会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。と明記されております。ちなみに、昨年度までにつきましては、本審議会は原則どおり公開し、専門部会は当該規定の但し書きにより非公開として運営して参りました。今年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、地方審議会を拘束するものではありませんが、中央審議会の報告を受け、公開することについて各局とも検討しているところでございます。

以上を踏まえ、専門部会の公開の是非について、ご審議をいただきたくお願いいたします。

(委員長)

それではただいま、事務局の説明を踏まえて委員会の方からご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(労働者側委員)

労働者側としましては、3者が合意できる公開の方法にすべきだと考えており、どなたかが反対することにならないよう、3者が合意できる形で実施するのが望ましいと考えます。以上です。

(委員長)

労働者側の案としては如何でしょうか。

(労働者側委員)

公開でもよろしいのではと思います。

(委員長)

完全公開ということでよろしいでしょうか。

(労働者側委員)

はい。

(使用者側委員)

個人の意見ということで、やはり自由な議論が阻害されるというところは、若干引っかかります。中央の趣旨は理解できるのですが、例えば労使双方の所信表明のところは公開して問題ないかなと思います。具体的な合意や、金額議論の場であるとかまでやる必要はないのかなと、従来形で審議し易かったというのもありますので、従来同様の形で継続して頂ければありがたいな、というのが私個人の意見としてはございます。

(委員長)

私も会長というよりは公益委員の一人として申し上げます。

私がメディア側の人間であることからか、この様な委員会というのは公開を求めてまいりました。そういう気持ちはありますが、今の会長の立場として申し

上げれば、やはり労働者側、使用者側の双方が納得のいく形、円滑な審議ができる形が望ましいと思っているところです。

(公益委員)

事務局から説明に無かったと思うのですが、千葉県の場合、議事録が丁寧に公開されていると認識しています。そのため、透明性や公開性ということを考えたときに、議事録で出されたもので透明性や公開性を確保されているのであれば、公開でなくても良いのではないかと考えますが、皆様のご意見をご尊重致します。

(公益委員)

運営規定の第6条で非公開することができる場合は限定されているわけですから、個人情報とか、審議会が阻害されるような場合など第6条に該当するのであれば、非公開でいいのかなと思います。

(委員長)

労働者側としては、公労使の三者合意であれば公開でも良い。
使用者側としては、労使の所信表明の場までは公開ということですよ。

《はい。旨の声》

(委員長)

事務局に確認しますが、第1回専門部会の所信表明まで、金額審議に入る前までは公開する、金額審議に入った場合には非公開とする。このような形で専門部会を運営している他局の例はありますか。

(基準部長)

他局の例はございます。

(公益委員)

昨年、第1回専門部会は具体的な金額審議に入りましたか。

(基準部長)

第1回専門部会では所信表明や、資料の説明で終わり、2回目、昨年は8月3日から金額審議に入ってます。

(労働者側)

考え方、所信表明を伝え、金額の提示はしていないと思います。

(委員長)

それでは中央の審議会の姿勢や他局の状況を踏まえ、第1回目の専門会の所信表明まで公開とし、金額審議に入った場合には自由な議論が阻害されるおそれがある等のことから非公開とする。ということで如何でしょうか。

《異議無し。結構です。旨の声》

(委員長)

では、第1回専門部会の所信表明まで公開とさせていただき、金額審議に入った場合には非公開とさせていただきます。

他に何かご意見などございますか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

事務局如何でしょうか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それではご意見など無いようですので、これで閉会とさせていただきます。

皆様、本日はお疲れさまでした。